

「下野市地域防災計画(修正案)」パブリックコメントを実施します

平成19年3月に策定した下野市地域防災計画について、一昨年の東日本大震災からの教訓を踏まえて見直しを行ってまいりました。「防災会議」や「災害対策本部会議」において審議いただき修正案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

■公表する資料

下野市地域防災計画(修正案)
①市ホームページ

②文書閲覧「文書閲覧の場所」

①生活安全課(国分寺庁舎2階)

②石橋庁舎相談室(1階ロビー)

③市民課窓口(南河内図書館2階)

※閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日・祝日を除く)

■意見の募集期間

2月12日(火)～3月8日(金)

※郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれの場合も3月8日(金)、午後5時15分まで

■意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 〒329-0492

下野市小金井1127

下野市役所 生活安全課あて

②FAX (40)5572

③電子メール

seikatsu@city.shimotsuke.lg.jp

④直接持参

生活安全課(国分寺庁舎2階)

なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名(※)、住所(※)、性別、年齢、電話番号を記載してください。(※は必須とさせていただきます。これらの明記のないものについては受け付けできません。)

■問い合わせ先

生活安全課 ☎(40)5555

下野市老人保健福祉施設等の設置運営者を募集します

下野市では、下野市高齢者保健福祉計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人)と有料老人ホーム

(混合型特定施設定員50人)各1施設の設置及び運営を行う事業者を募集します。

■運営開始時期

平成26年4月1日

■応募資格

介護保険法第70条第2項及び第78条の2第4項の各号に該当しない者で、県内に事務所を有する社会福祉法人または県内に住所を有する社会福祉法人の設立可能な者とする。なお、有料老人ホームについては、県内及び社会福祉法人でなくても可で、募集要項に記載されたすべての条件に該当する者。

■募集要項の配付

2月4日(月)から土曜・日曜日及び祝祭日を除き高齢福祉課(きらら館内)窓口で配付します。

■申請書の受付

・受付期間 4月1日(月)～10日(水)(土曜・日曜日を除く)
・受付時間 午前9時～午後5時

・提出場所 高齢福祉課(きらら館内)

・提出方法 責任者が直接、高齢福祉課へ持参してください。(郵送等不可)

■問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(52)1115

■生まれ!!

育児サポーターさん
ファミリーサポートセンターの提供会員の募集

ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助を受けた「依頼会員」と援助を行う「提供会員」による、子育てを支えあう会員組織です。センターでは会員募集を随時行っています。

・依頼会員：下野市に在住又は在勤者で、生後6か月から小学6年生までの子どもを養育している方

・提供会員：下野市内に在住し、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の方(提供会員は次の研修会の受講が必要です。)

■ファミリー・サポート・センター研修会

センターでは提供会員になっていただくために研修会を開催しています。○基礎研修

日時：2月20日(水)

3月7日(木)

時間：午前9時～午後3時
会場：下野市ゆうゆう館

・参加費 無料

・定員 10名程度

・申込 随時受付

基礎研修会の他に、実習を行います。日程や時間は人数により調整します。

○学童保育室実習 2時間

○保育所実習 3時間

○普通救命講習 3時間

(各実習1回ずつ)

■申し込み・問い合わせ先

下野市ファミリー・サポート・センター(ゆうゆう館内)
☎(44)1176

お詫びと訂正

広報しもつけ1月号、28ページに掲載した「橋梁長寿命化修繕工事実施に伴う交通規制の実施について」で、工期及び規制期間に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

工期
平成24年12月5日～平成25年3月11日

平成24年12月5日～平成25年5月31日

規制期間
平成25年1月から3か月程度

平成25年1月10日から4月30日

のうちの3か月程度